

福岡県地域公共交通運転手参入促進補助金交付要綱実施要領

この要領は、福岡県地域公共交通運転手参入促進補助金（以下「補助金」という。）交付要綱に定めるほか、令和 8 年度の本事業の実施に当たり必要な事項について定める。

1 事業概要

(1) 補助対象者

この補助金は、以下に掲げる事業者が福岡県内に所在する事業所にて行う事業に対し補助を行うものとする。

- ①バス事業者 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者。
- ②タクシー事業者 道路運送法第 3 条第 1 号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者。ただし、1 人 1 車制個人タクシー事業を経営する者を除く。

(2) 補助対象事業

①職場環境整備支援事業

補助対象経費	補助率	補助金の額
ア 運転手の参入促進に向けた働きやすい職場環境に係る施設設備の改修又は整備に要する経費 ・Wi-Fi 環境整備 ・更衣室・休憩室等の整備 等 イ 職場環境の情報発信に係る経費 ・ホームページ作成 ・自社パンフレット制作 等	2分の1	実支出額（消費税を除く。）に補助率を乗じた額（千円未満切捨て）とし、1 事業所 50 万円を上限とする。

②外国人雇用支援事業

補助対象経費	補助率	補助金の額
外国人を採用するにあたり発生した就業及び生活環境の改善のための取組に係る経費 ・母国語のマニュアル作成 ・外国人運転手養成に係る研修費用（二種免許取得費を除く） ・外国人運転手が入居する寮の生活家電設置 ・翻訳機購入 等	2分の1	実支出額（消費税を除く。）に補助率を乗じた額（千円未満切捨て）とし、1 事業所 30 万円を上限とする。

注：いずれの事業も、光熱水費や月額使用料、通信料などの継続的に発生する経費及び賃金は補助対象外とする。

また、当該事業のみで使用されることが特定・確認できないものや、当該事業の経費のみを明確に区分して算出できないものについても、適正な補助金執行の観点から補助対象外とする。

(3) 補助対象期間

補助金の交付の対象となる期間は、補助金の交付決定の時期にかかわらず、交付決定日の属する年度の2月28日までとする。

2 交付条件

この補助金の交付決定を受けた場合は、次の条件を守ること。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分または執行計画の変更（軽微な変更及び事業に要する経費の減額の場合を除く）をする場合は、事前に知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止する場合は、事前に知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の進捗状況等確認のために県が報告を求めた場合は、遅滞なく県に報告すること。また、必要に応じて県が実地検査を行う場合は、これに協力すること。
- (5) 職場環境整備支援の交付を受けようとする場合は、補助金の額の確定の日の属する年度の翌年度末までに、女性、若者（採用時の年齢が満50歳未満の者）、外国人のいずれかを運転手として採用すること。
- (6) 外国人雇用支援の交付を受けようとする場合は、実績報告までに外国人を運転手として雇用していること。なお、雇用実績がない場合は支給対象とならないため、概算払により支払いを受けた場合であって実績報告までに当該要件を満たさない場合は補助金を返還すること。
- (7) 補助事業を完了した場合は、補助事業を完了した日から起算して1月を経過した日または交付決定の属する年度の3月10日までのいずれか早い日までに補助金交付実績報告書を県に提出すること。

3 交付申請

(1) 申請受付期間

令和8年12月18日（金）17時まで（当日消印有効）

(2) 提出書類

本事業による補助を受けようとする者は、補助金交付要綱第6条に定める申請書を作成し、次に掲げる書類を添付して提出するものとする。なお、提出された書類は原則として返却しない。

【提出書類】

- ①提出書類チェックリスト
- ②交付申請書
- ③事業計画書
- ④誓約書

- ⑤見積書等の写し
- ⑥その他参考となる書類 ※外国人雇用支援のみ
外国人運転手の雇用契約書（写し）
ただし、雇用予定の場合は、雇用予定であることの誓約書（任意様式）
- ⑦債権者登録申請書 ※本県に口座登録がされていない場合のみ

(3) 提出方法

郵送又は持参

4 実績報告

(1) 実績報告期限

補助事業を完了した日から起算して1月を経過した日または交付決定の属する年度の3月10日のいずれか早い日

(2) 提出書類

補助金交付要綱第15条に定める実績報告書を作成し、次に掲げる書類を添付して提出するものとする。なお、提出された書類は原則として返却しない。

【提出書類】

- ①提出書類チェックリスト
- ②実績報告書
- ③事業実績調書
- ④経費を支出したことを証する書類
- ⑤事業実績が分かる写真、資料等
- ⑥外国人を雇用したことを証する書類 ※外国人雇用支援事業のみ

5 書類の提出先及び問い合わせ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁北棟9階）

福岡県交通政策課旅客自動車係

TEL：092-643-3166

FAX：092-643-3227

E-mail：ryokaku-j@pref.fukuoka.lg.jp

※郵送の場合は、封筒の表に「福岡県地域公共交通運転手参入促進補助金」と朱書きすること。